

有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) ひとり親家庭 配偶者のない男子又は女子が児童を監護する家庭をいう。
- (3) 配偶者のない男子又は女子 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）と死別した男子又は女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親は、除くものとする。
 - ア 離婚した男子又は女子であって現に婚姻をしていないもの
 - イ 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子
 - ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子
 - エ 配偶者から遺棄されている男子又は女子
 - オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない男子又は女子
 - カ 婚姻によらないで母又は父となった男子又は女子であって、現に婚姻をしていないもの
 - キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による保護命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの
- (4) 医療保険各法 次の法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

- (5) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。
- (6) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- (7) 医療機関等 医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他のものをいう。

(支給対象)

第3条 この条例による医療費（以下「ひとり親家庭医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童（父母のない児童で配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されているものを含む。）であつて、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 有田市の区域内に住所を有すること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であること。

(受給資格の認定)

第4条 支給対象者は、規則の定めるところにより、市長にひとり親家庭医療費受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。

2 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、前項の認定をしなければならない。

- (1) 支給対象者の所得に係る前年の所得の額が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する額を超えるとき。
- (2) 同居している民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の扶養義務者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により医療費の給付（乳幼児医療費の給付を除く。）の全部を受けることができるとき。

(支給)

第5条 前条第1項の認定を受けたもの（以下「受給資格者」という。）が保険給付につき一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する額のひとり親家庭医療費を支給する。

2 受給資格者が、医療保険各法に基づく規約又は定款により附加給付を受けた場合は、その者に給付すべきひとり親家庭医療費は当該給付を受けた額を控除した額とする。

3 受給資格者は、ひとり親家庭医療費の支給を受けようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ひとり親家庭医療費の支給を決定するものとする。

(適用除外等)

第6条 受給資格者が、第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条の規定にかかわらずその該当する事実の生じた日以降、当該ひとり親家庭医療費は、支給しないものとする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更を生じた場合は、速

やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽り、その他不正な行為により、ひとり親家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対して既に支給したひとり親家庭医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例によりひとり親家庭医療費を支給した場合において支給を受けた者が損害賠償請求権により第三者から損害賠償の支払いを受けたときはひとり親家庭医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則 (昭和59年3月31日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和60年3月25日条例第14号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成5年10月14日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成7年3月24日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年7月2日条例第24号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月25日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年3月26日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月24日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月24日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月24日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月30日条例第23号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。